

(平成 30 年度第 5 回沖縄県環境影響評価審査会資料)

- 名護市新設廃棄物処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
  - (1) 事業概要 . . . . . 1
  - (2) 環境影響評価の手続の状況 . . . . . 3
  
- 主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る事後調査報告書について
  - (1) 事業概要 . . . . . 5
  - (2) 環境影響評価の手続の状況 . . . . . 8



# 名護市新設廃棄物処理施設整備事業の概要

1 事業名 名護市新設廃棄物処理施設整備事業

2 都市計画決定権者 名護市長 渡具知 武豊  
※環境影響評価手続は都市計画決定権者が行うことができる  
【根拠】沖縄県環境影響評価条例第42条第2項

3 事業場所 名護市安和地内

## 4 事業目的

名護市には、ごみ処理施設として、燃やしていいごみの焼却処理を行う環境センター、資源ごみの缶類・ビン類を処理するリサイクルセンター並びに容器包装プラスチック類を処理する容器包装リサイクル処理施設、燃えないごみや焼却灰を埋立処分する最終処分場が整備されている。しかし、環境センターは、昭和52年の竣工から約40年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。また、最終処分場の埋立残余容量が減少し、逼迫している状況にある。

上記の老朽化した廃棄物処理施設のうち、新たに一般廃棄物の焼却施設及びリサイクルセンターの整備を行うこととする。

## 5 事業概要

- (1) 事業種類 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業  
※沖縄県環境影響評価条例の別表（第2条関係）13 廃棄物処理施設の設置又は変更の事業
- (2) 事業規模 1日当たりの処理能力 56 t / 日
- (3) 施設規模
- |                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| ・敷地面積           | 約3.2ha                      |
| ・焼却施設（ストーカ式焼却炉） | 約56 t / 日（28t/16時間×2炉）      |
| ・リサイクルセンター      | 約10 t / 日                   |
| ・付帯施設           | 計量棟、草木貯留ヤード、洗車棟、小動物焼却炉、駐車場等 |

## 6 経緯

### (1) 事業計画の経緯

平成23年度に名護市環境審議会を設立し、「焼却施設」、「リサイクルセンター」、「最終処分場」における機能及び適正な規模について「名護市一般廃棄物処理施設整備基本計画」を取りまとめるとともに、次期ごみ処理施設の建設地の決定に向け、環境保全、経済性、効率性など多角的な視点で検討を行った。

最終的に環境審議会の答申により、屋部地区安和区、名護地区為又区、久志地区二見区の三ヵ所を候補地に選定し、その後、三候補地の地元に対し説明会等を行うとともに、更に最終評価の審査項目を設け審議・検討した。

その結果、次期ごみ処理施設建設候補地は屋部地区安和区に決定した。

### (2) 環境影響評価手続の経緯

#### ○配慮書手続

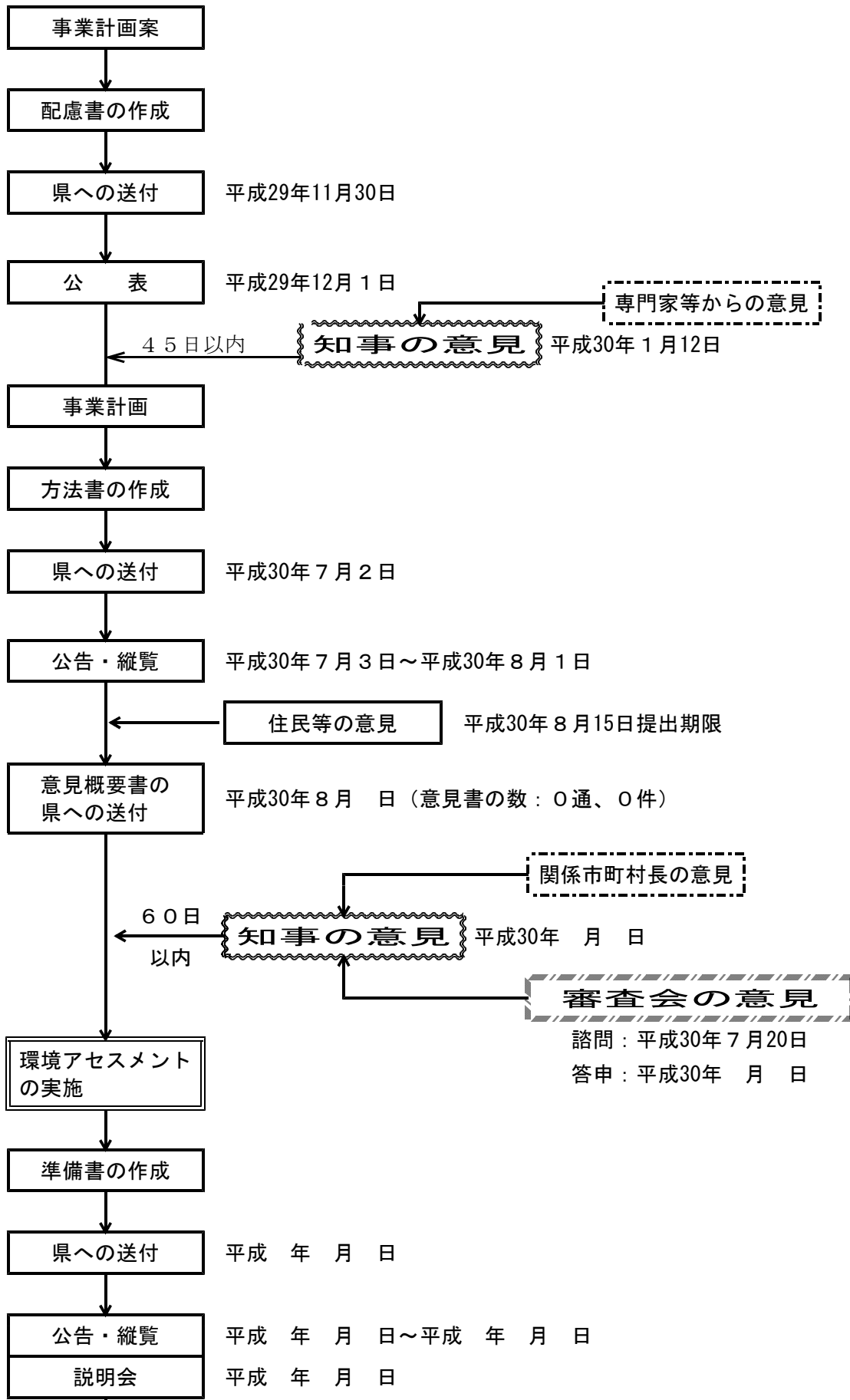
平成29年11月30日	計画段階環境配慮書の県への送付
1月12日	計画段階配慮書に対する知事意見の提出

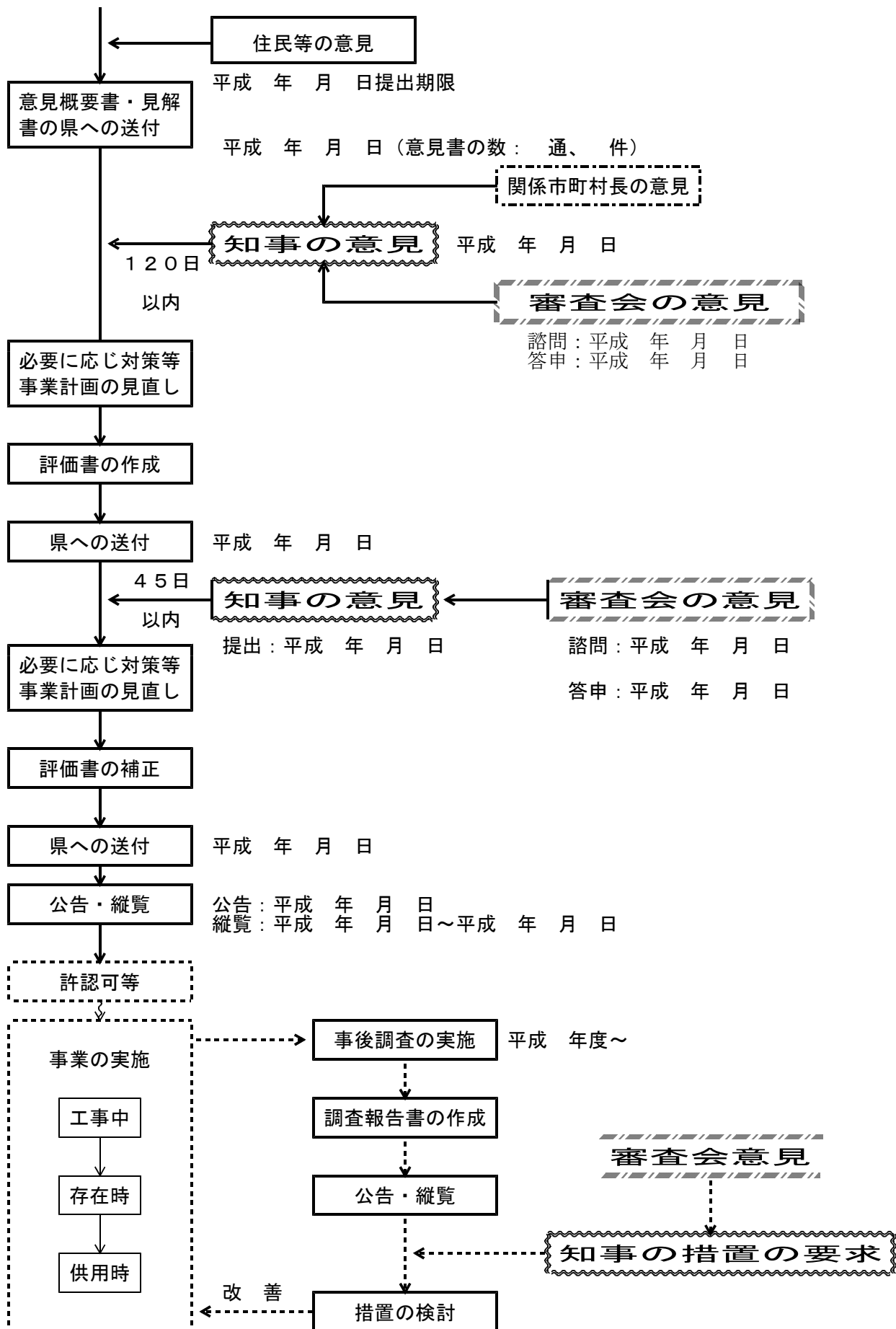
#### ○方法書手続

平成30年7月2日	環境影響評価方法書の県への送付
-----------	-----------------

7月20日 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問  
月 日 方法書に対する知事意見の提出（期限：10月19日）

# 名護市新設廃棄物処理施設整備事業の環境アセスメントに関する流れ





## 主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業の概要

- 1 事業名 主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業
- 2 都市計画決定権者 沖縄県知事職務代理者 沖縄県副知事 富川 盛武  
（沖縄県土木建築部 都市計画・モノレール課）  
※環境影響評価の手続きは都市計画決定権者が行う。  
【根拠】沖縄県環境影響評価条例第42条第1項
- 3 事業者 沖縄県知事職務代理者 沖縄県副知事 富川 盛武  
（沖縄県土木建築部 南部土木事務所）
- 4 事業区間 南風原町字山川～南城市玉城字垣花 （別添図参照）
- 5 事業目的  
南部東道路は、南城市知念・佐敷・玉城・大里から南風原町を經由して、那覇空港自動車道に連結する地域高規格道路であり、定時・定速を確保し、那覇市までの30分圏の確立を図り、地域住民に都市的サービスを提供するとともに、行動圏の拡大を図り、南部圏域の振興を支援する。
- 6 事業概要
  - (1) 事業種類 道路の新設及び改築の事業
  - (2) 事業延長 8,270メートル
  - (3) 施工期間 約7年（暫定供用）、約11年（完全供用）
- 7 経緯
  - (1) 事業計画の経緯
    - 平成5年3月 東部振興開発道路整備促進期成会・（財）南部振興会・島尻地域振興開発推進協議会より、県知事あて道路整備の陳情。
    - 平成5年11月 主要地方道南風原知念線の概略設計業務開始。
    - 12月 「沖縄県広域道路整備基本計画」のなかで、広域道路交流促進型として位置づけられる。
    - 平成6年～ 関係5町村（南風原町及び大里村、佐敷町、玉城村、知念村）と計画ルートについて個別協議を実施。
    - 平成6年12月 地域高規格道路の「計画路線」の指定を受ける。
    - 平成9年9月 地域高規格道路の「調査区間」の指定を受ける。
    - 平成13年11月 前記関係5町村の助役を中心とする「南部東道路調査検討委員会」を立ち上げ、行政レベルでの計画ルートの検討を行う。
    - 平成15年2月 「南部東道路調査検討委員会」にて、南風原町字山川から玉城村字垣花のつきしろIC（仮称）までの計画ルートが決定する。
    - 平成18年3月 地域高規格道路の「整備区間」に指定される。

(2) 環境影響評価の経緯

ア 方法書の手続

平成19年 4月23日	環境影響評価方法書の県への送付
4月24日	方法書の公告・縦覧（～5月28日）
5月18日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
6月11日	住民等の意見提出期限
6月13日	住民等の意見の概要書の提出
7月20日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
8月13日	方法書に対する知事意見の提出

イ 準備書の手続

平成22年 9月2日	環境影響評価準備書の県への送付
9月3日	準備書の公告・縦覧（～10月4日）
10月18日	住民等の意見提出期限
11月4日	住民等の意見の概要等の提出 (知事意見提出期限：平成23年3月4日)
11月10日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
平成23年 2月18日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
3月3日	準備書に対する知事意見

ウ 評価書の手続

平成23年 6月10日	環境影響評価書の県への送付 (知事意見提出期限：平成23年7月25日)
6月28日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
7月12日	沖縄県環境影響評価審査会から答申
7月25日	評価書に対する知事意見
9月15日	補正後の環境影響評価書の県への送付
9月16日	評価書の公告・縦覧（～10月17日）

エ 事後調査報告書の手続き

平成27年 4月22日	工事着手届出書の県への送付
4月27日	工事着手
平成29年 1月10日	平成27年度事後調査報告書の県への送付
2月3日	事後調査報告書の公告・縦覧（～3月4日）
5月11日	環境の保全についての措置の要求
平成30年 5月30日	平成28年度事後調査報告書の県への送付
6月19日	事後調査報告書の公告・縦覧（～7月18日）



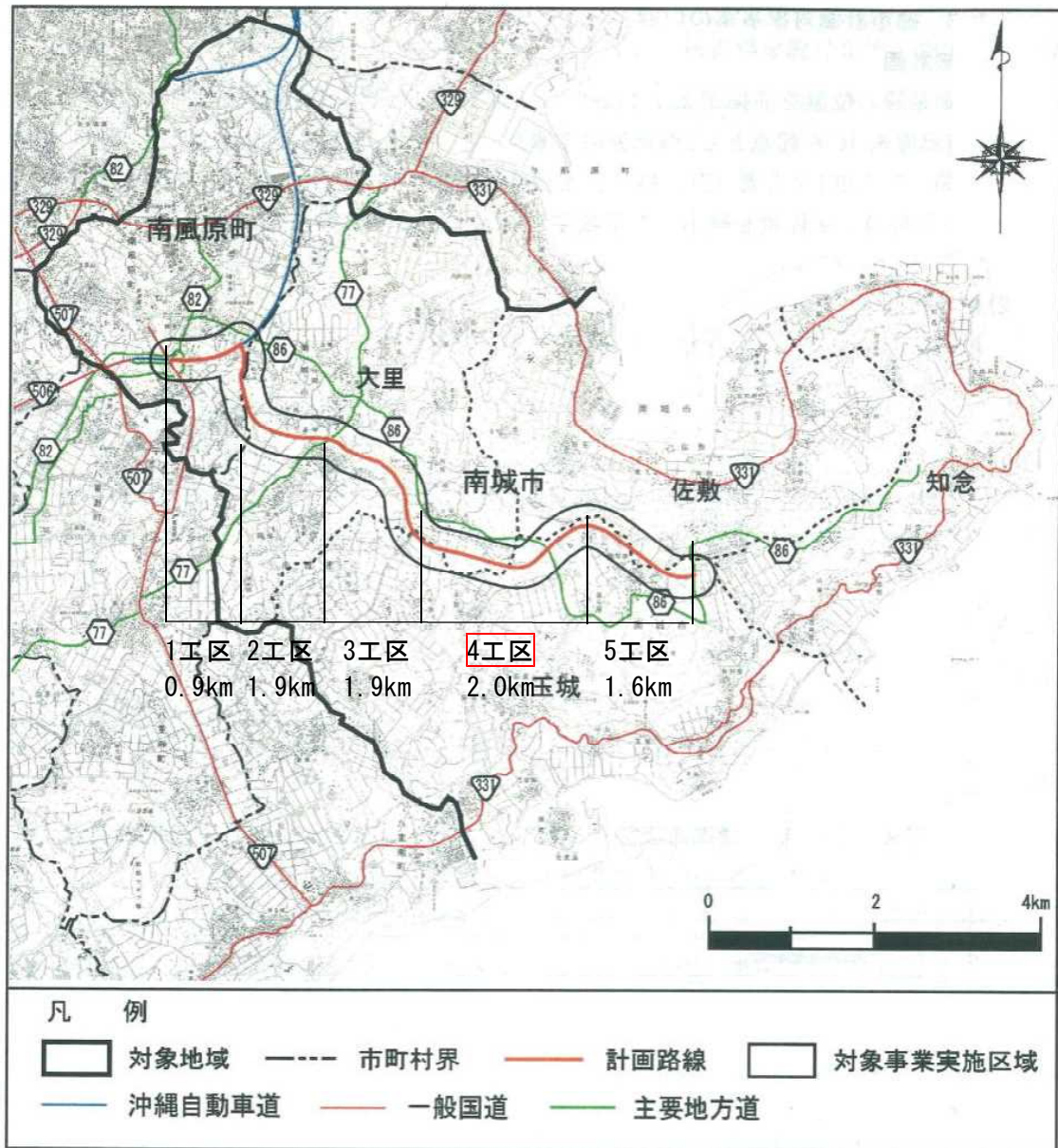


図. 都市計画対象事業実施区域の位置図（「主要地方道南風原知念線（地域高規格道路南部東道路）整備事業に係る環境影響評価書」（平成23年6月 沖縄県）より転載）

## 主要地方道南風原知念線（地域高規格道路南部東道路）整備事業の 環境アセスメントに関する流れ

